

湖西市条例第 17 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（静岡県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に、「控除した」を「控除をした」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 27 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改める。

第 32 条を第 35 条とし、第 29 条から第 31 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 28 条の 3 第 1 項第 1 号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に改め、同条を第 31 条の 3 とする。

第 28 条の 2 を第 31 条の 2 とし、第 28 条を第 31 条とする。

第 27 条の 2 中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 31 条の 2 第 1 項」に、「第 27 条の 2」を「第 30 条の 2」に改め、同条を第 30 条の 2 とする。

第 27 条第 1 項中「及びカ」を削り、同項第 1 号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 1,190 円

キ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 70 円

第 27 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 850 円

キ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 50 円

第 27 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 340 円

キ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 20 円

第 27 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- ア 前項第 1 号カに規定する金額を減額した世帯 255 円
  - イ 前項第 2 号カに規定する金額を減額した世帯 425 円
  - ウ 前項第 3 号カに規定する金額を減額した世帯 680 円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850 円

第 27 条第 3 項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 14 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 15 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 16 条の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 27 条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第 1 項、第 2 項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第 27 条を第 30 条とする。

第 26 条第 1 項中「第 29 条」を「第 32 条」に改め、同条を第 29 条とする。

第 25 条を第 28 条とする。

第 24 条第 1 項中「第 16 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条を第 27 条とする。

第 23 条第 1 号中「第 18 条第 2 項」を「第 21 条第 2 項」に改め、同条を第 26 条とする。

第 22 条を第 25 条とし、第 18 条から第 21 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 17 条第 1 項中「第 27 条」を「第 30 条」に改め、同条を第 20 条とする。

第 16 条を第 19 条とする。

第 15 条中「第 18 条」を「第 21 条」に、「第 22 条」を「第 25 条」に、「第 23 条」を「第 26 条」に改め、同条を第 18 条とし、第 14 条を第 17 条とし、第 13 条の次に次の 3 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 14 条 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.26 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第 15 条 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,700 円とする。

(18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額)

第 16 条 第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 100 円とする。

附則第 3 項中「第 27 条」を「第 30 条」に改める。

附則第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第 14 項までの規定中「第 10 条」の次に「、第 14 条」を加え、「第 27 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。